

日立市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日立市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(個人情報取扱事務の届出等)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報が記録される個人の範囲
- (4) 個人情報が記録される項目
- (5) 要配慮個人情報の有無
- (6) その他市長が規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき、又は届け出た事務を廃止しようとするときは、あらかじめ変更する事項又は廃止する事務について市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財

産を保護するため緊急かつやむを得ないと認めるときは、個人情報を取り扱う事務を開始し、又は届け出た事項を変更した日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出に係る事項について目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する事務については、適用しない。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により開示請求をする者が納付しなければならない手数料は、日立市手数料条例(昭和46年条例第5号)の規定にかかわらず無料とする。

2 写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(日立市個人情報保護条例の廃止)

第2条 日立市個人情報保護条例(平成10年条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(日立市個人情報保護条例の廃止に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に個人情報（旧条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下この条及び第5条において同じ。）の取扱いに従事していた旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員若しくはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。

2 施行日前に実施機関が旧条例第5条第1項から第3項までの規定により届け出た事項については、第3条第1項から第3項までの規定により届け出たものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧実施機関から受託した個人情報を取り扱う事務に従事している者又は施行日前に旧実施機関から受託した個人情報を取り扱う事務に従事していた者に係る旧条例第11条第2項の規定によるその事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第13条第1項又は第19条第1項（第21条第2項又は第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の閲覧等、訂正、消去又は利用停止については、なお従前の例による。

5 旧条例第25条第1項に規定する日立市個人情報保護審査会の委員であった者に係る同条第10項の規定による職務上知り得た秘密を漏

らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行前において職員であった者又はこの条例の施行の際現に旧条例第11条第1項の受託事務に従事している者若しくはこの条例の施行前において同項の受託事務に従事していた者が、その事務に関して知り得た個人情報であって公文書に記録されたもの（旧条例第29条に規定するものをいう。）を、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 附則第3条第5項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（日立市情報公開条例の一部改正）

第6条 日立市情報公開条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公文書の公開を請求」を「前条の請求（以下「公開請求」という。）を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、

実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第8条中「請求に」を「公開請求に」に、「請求の」を「当該公開請求の」に改める。

第9条中「公文書の公開の請求」を「公開請求」に、「当該請求」を「当該公開請求」に改める。

第10条の見出し中「公文書の公開の請求」を「公開請求」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第10条第3項中「請求」を「公開請求」に、「前項」を「前2項」に改め、同条第5項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に、「同項の決定」を「公開決定等」に、「請求書を受理した日の翌日から起算して」を「公開請求があった日から」に、「請求者」を「公開請求者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項又は第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、

第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第10条に次の1項を加える。

6 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

第11条第1項中「前条第1項の決定」を「公開決定等」に、「請求者」を「公開請求者」に、「請求に」を「公開請求に」に改める。

第12条第1項中「第10条第2項の通知書により」を削る。

第13条第2項中「第6条の規定により公文書の公開を請求するもの」を「公開請求者」に、「写しの作成」を「写しの交付」に改める。

第14条第1項中「第10条第1項の決定」を「公開決定等」に改める。

(日立市行政不服審査会等条例の一部改正)

第7条 日立市行政不服審査会等条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「書面の作成」を「書面の交付」に改める。

参 考

制 定 要 旨

1 開示請求の手数料等

- (1) 開示請求手数料は、無料とすることとした。
- (2) 写しの交付により開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととした。

2 個人情報取扱事務の届出及び目録の作成

- (1) 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の名称、目的、対象者の範囲、記録項目等を市長に届け出なければならないこととした。
- (2) 市長は、届出がされた個人情報を取り扱う事務について、目録を作成することとした。

3 その他

- (1) 日立市個人情報保護条例は、廃止することとした。
- (2) 日立市情報公開条例について、個人情報の保護に関する法律の開示請求手続に合わせて、規定を整理することとした。

